

平成 2 4 年 第 4 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 24 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 24 年 9 月 11 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 9 月 20 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 24 年 9 月 20 日 午後 2 時 51 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	生涯学習課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	竹俣 信行	○	生涯学習課参事	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鷗田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	横山 智	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	石橋 吉伸	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	長良 英俊	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事 務 局 主 任	小西美和子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 山内 彬 9番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3	議案	4 6	津別町スクールバス条例の制定について	
4	〃	4 7	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	4 8	津別町防災会議条例及び津別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	4 9	町道路線の廃止について	
7	〃	5 0	町道路線の認定について	
8	〃	5 1	平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について	
9	〃	5 2	平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 0	〃	5 3	平成 24 年度津別町介護保事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 1	〃	5 4	平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
1 2	〃	5 5	平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	56	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
14	〃	57	平成24年度津別町上水道事業会計補正予算(第2号)について	
15	認定	1	平成23年度津別町一般会計決算の認定について	
16	〃	2	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
17	〃	3	平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
18	〃	4	平成23年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
19	〃	5	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
20	〃	6	平成23年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
21	〃	7	平成23年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
22	〃	8	平成23年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
23	意見書案	5	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について	
24	〃	6	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 24 年第 4 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これより本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
8 番 山 内 彬 君 9 番 篠 原 眞 稚 子 さん
の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
- 事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を行います。
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。
本日の会議に説明のため出席する説明員の職、氏名は昨日配付のとおりであります
が、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
以上でございます。
- 議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 46 号

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 46 号 津別町スクールバス条例の制定につ

いてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（房田敏彦君） ただいま上程となりました議案第46号 津別町スクールバス条例の制定についてご説明を申し上げます。

さきの提案理由のとおり、9月30日をもって津別町営バスが廃止をされ、10月1日から地域住民も乗車できる混乗スクールバスとして運行されることに伴い、スクールバス運行の根拠となる条例を制定しようとするものであります。

第1条は目的に関する規定です。児童生徒とともに地域住民等の足として公共交通を確保するため、スクールバス（まちバス）を運行しようとするものでございます。

第2条は、運行内容の規定です。スクールバスの運行路線名と各路線における乗車方法を規定することにより、スクールバスと混乗スクールバスを区分し、備考には住民混乗の定義を記載しております。

第2条第2項は、運行経路、運行区間、運行時刻及び停留所の規定であります。当該バスは基本がスクールバスであるため、児童生徒の状況により路線、運行区間、停留所等については年度によって変更することも考えられますことから、これらに素早く対応するため、規則で定めるものとしたものでございます。

第3条は、運休日を指定した規定です。1号として日曜日、2号として祝祭日、3号として年末年始（12月31日から1月3日）、4号として学校管理規則第23条、24条に規定する学校の休業日、第5号として学校の長期休業期間の火曜日、金曜日以外の日を運休日とするものでございます。

第3条第2項は、臨時運行、運休の規定でございます。町長が運休日においてもスクールバスの運行が必要と認めたとき、バスを運行することができる規定であり、運動会、学芸会などの学校行事を想定されるものです。また、運休については、災害等によるものが考えられているところでございます。

第3条第3項は、乗客のいないバス便の取り扱いに関する規定です。予約がない場合は運行を取りやめ、また運行途中で最終の乗客を降ろし、その後の区間について予約がない場合、または乗客がいない場合は、途中で運行を取りやめることができると

いうものでございます。

第4条は、まちバスに乗車するための予約についての規定です。予約することにより無駄なバスの運行を省くことなど、効率のよい運行管理を進めるものでございます。

第5条は、利用料金に関する規定です。スクールバスであるため無料とするものであります。

第6条は、利用者の制限についての規定です。乗客の安全及びバスの運行に支障が生じると運転手が判断する場合、乗車を拒否したり、乗客を下車させたりできる旨を規定したもので、車内での暴力行為や恐喝行為、危険物の持ち込み、災害等での正常な運行ができない場合などを想定したものでございます。

第7条は、乗降の制限に関する規定です。相生線、上里線の二路線については北見バスの運行路線と重なる部分があるなど、民間交通機関への影響を考慮して津別市街地内の一定区間については乗降に制限を設けるものでございます。相生線については、高校前から津別バスターミナル間、上里線については、豊永公住前から津別バスターミナル間の上り便においては降車のみ、下り便については乗車のみとするもので、具体的な区分については規則で定めることとしております。

第8条は、小荷物についての規定です。町営バスのとくと同様に運行に支障がない範囲で小荷物を無料で運送することができるとした規定です。社会福祉協議会が進めている高齢者等の宅配給食サービスの運搬が実施されているところですが、こうしたケースを想定しているところでございます。なお、現在相生地区の1件のみの運搬ということになっております。

第9条は、運行業務の委託についての規定です。現在も民間企業、民間団体に委託している路線があり、委託について今後も継続を予定しているため、根拠条文を設けたものでございます。

第10条は、委任についての規定です。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを設けたものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。

以上、制定内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 47 号 津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 47 号津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明させていただきます。

今回の改正は、提案理由で説明したとおり、法令改正に伴う条例改正が主なものになっております。それでは、別途配付しております説明資料のほうの 1 ページのほうをご覧ください。

改正条例の概要についてを記述しています。今回の改正は、3 点ありまして改正内容ごとに改正理由を付して記述させてもらっています。まず、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する条例委任ですが、昨年 8 月に公布されました地域

の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称として「第2次一括法」と呼んでいます。平成22年に閣議決定されました地域主権戦略大綱に基づきまして、関係188の法律の整備を図ったもので、その中で廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これも通称としまして「廃棄物処理法」と呼ばれている法律がありますが、これも改正されたところでもあります。この法律の中で、共和の津別町一般廃棄物最終処分場が一般廃棄物処理施設として処理の維持管理に関する技術上の業務を担当するため技術管理者を置かなければならないことになっています。これまで、技術管理者の任命に当たっては、資格要件を廃棄物処理法の施行規則、省令で定めていましたが、今回の法律改正で省令につきましては参酌する基準として各市町村が資格要件を定めることとなったところです。

それから、次に平成22年に公布施行されました廃棄物処理法の一部を改正する法律におきまして、新たに一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画等の公表につきまして、方法等が明文化されました。本町におきましては、さきに条例で情報等の公表として定めておりましたが、法改正の趣旨にのっとりまして、関係条文の文言等について改正しようとするものです。法では、施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならないと新たに追加されましたため、これに準拠し改正するものです。

もう一点、字句の改正があります。これにつきましては、条例新旧対照表において説明したいと思いますので、説明資料2ページ、新旧対照表をごらんください。改正前の第3条ですが、廃棄物処理施設の管理者が施設の管理を安全かつ衛生的に行うということを規定したのですが、管理者につきまして、「町」としております。管理者ですので「町長」が正しいのですが、制定時だけこの条例において第3条だけが「町」として誤っていることが今回判明いたしましたので、「町長」として訂正の改正をお願いするものであります。

次に、第3条の2です。これは追加になります。第2次一括法の施行に伴う条文追加の改正となります。第1項につきましては、法律に準拠した技術管理者を置く規定です。第2項は、今回市町村の条例で定めることとなった技術管理者の資格要件となります。全部で第10号までありますが旧制大学、あるいは旧制高校等の記述を除いた

ほかは省令に準拠した形をとっています。まず、第1号、第2号につきましては、技術士法に基づく資格要件。第3号、第4号につきましては、大学卒業者の資格要件。第5号、第6号は、短大、高等専門学校卒業者の資格要件。第7号、第8号は、高校、中学卒業者の資格要件となっております。いずれも修了した科目と経験年数を規定しているところです。続きまして、第9号につきましては、就学状況に関係なく、10年以上を経験すればよいというもの。第10号につきましては、町長の特認事項ですが、一定の講習を修了した者も資格要件とする規定であります。現在津別町におきましては、一定講習を経た資格要件を満たしているものが職員に在る状況であります。

次に、第8条です。これは平成22年の廃棄物処理法の改正に準拠した改正として見出しですが、法律の内容に準拠し、改正前における「情報」を削っています。条文ですが、改正前、「処理施設の管理運営に関し、」というものを法の関係条を指定する形で条文化し、「情報の公表」を「公表」のみに改めるものです。各号です。改正前は、第1号として、施設の「環境汚染物質等の調査測定結果」としていましたが、改正後、これは第2号のほうで「維持管理の状況に関する情報」について省令で定める内容として改正しております。汚染物質等の測定結果のみならず、各月ごとのごみの種類や量、また異常な数値が出た場合の対応状況がこの改正において追加されることとなります。

次に、改正前の第2号ですが、「施設の建設、増設及び改築に関する計画」として見出しですが、改正後におきましては、法に準拠しまして第1号として、「維持管理に関する計画」のみとしています。これは、建設、増設、改築につきましては、別途法律でアセスメントの必要があるものもありますし、また、本町におきましてはパブリックコメント条例によりまして、すべてパブリックコメントを求めるものとして想定されますので、維持管理の計画のみとして改正しようとするものです。

なお、これら平成22年の法改正に伴い公表すべき事項は、常に津別町のホームページで公表している状況でありまして、また年間の使用状況につきましては、議会の常任委員会にも報告させていただいているところです。

それでは、議案の本文の条文をごらんください。新旧対照表で説明した内容について文章化したものです。本文の内容につきましては、省略させていただきます。

めくって3ページ目になります。附則です。附則につきましては、施行期日の規定で、公布の日から施行するものです。ただし書きで、第2次一括法の関連で、第3条の2を追加する改正につきましては、平成25年4月1日施行とするものです。これは平成25年3月31日までの猶予期間があることから、施行時期を遅く設置するものです。今回、平成22年の法律改正、また字句訂正の改正もありましたので、早目の改正をお願いすることになりましたことを申し添えます。

以上、改正議案の内容説明とさせていただきます。原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第48号 津別町防災会議条例及び津別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹俣総務課主幹。

○総務課主幹（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 48 号 津別町防災会議条例及び津別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

資料につきましては、4 ページ、5 ページに新旧対照表を添付しております。改正の理由につきましては、さきに提案理由でご説明いたしましたが、災害対策基本法の一部改正により、災害発生時、特に災害応急対策の段階では防災会議で情報収集等を行うよりも、災害対策本部において一元的に統括するほうが効果的であることから、防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直しを行うものであります。

それでは、資料の 4 ページ、新旧対照表をご覧ください。はじめに、津別町防災会議条例の一部改正についての説明をさせていただきます。改正の内容は、津別町防災会議条例第 2 条第 1 項中の各号を削除、同条同項第 2 号の「津別町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。」を「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改め、新たに第 3 号として、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を加え、改正前の第 3 号を第 4 号として条文中、「前 2 号」とあるのを「前 3 号」に改め、「掲げるもののほか」の後に読点を加えます。次に、第 3 条第 5 項中の、「各号」を削除します。

続きまして、津別町災害対策本部条例の一部改正について説明をさせていただきます。資料については、5 ページをご覧ください。改正の内容は、災害対策基本法の一部改正により条、項にずれが生じたため、津別町災害対策本部条例第 1 条中、「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に改めるものであります。

条文にお戻りください。附則でありますけれども、この改正条例の施行日は、公布の日からといたします。

以上ご説明をさせていただきましたので、原案についてご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第49号 町道路線の廃止について及び日程第7、議案第50号 町道路線の認定についてを会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第49号 町道路線の廃止について及び日程第7、議案第50号 町道路線の認定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第49号から順次説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(江草智行君) ただいま上程となりました議案第49号 町道路線の廃止について、議案第50号 町道路線の認定につきまして内容の説明を申し上げます。

最初に、議案第49号 町道26号線の廃止についてであります。説明資料の6ページをご覧ください。整理番号26、町道26号線は、津別町字旭町75番地55を起点とし、同じく旭町68番地3を終点とする延長路線304.13メートルの路線であります。敷地幅は7.27メートル、道路延長274.62メートル、重用路線29.51メートル、造成

幅員 6.5 メートル、有効幅員 4 メートルとなっております。場所は資料の 7 ページになりますが、中央公民館横を通ります町道 4 号線からまちなか団地Ⅱ工区、西側の交差点までとなっております。町道 26 号線につきましては、まちなか団地Ⅱ工区の建設に伴い、その北側にある通路について整備を計画しておりますが、この通路については、町道 26 号線に加える予定であり、このため 26 号線の終点の変更が必要となるため廃止をすることとなるものであります。

次に、議案第 50 号 町道路線の認定についてであります。同じく資料 6 ページ下段の町道認定路線の表に記載のとおり 3 本の路線を認定するものであります。整理番号 26、町道 26 号線は、今申し上げましたとおりでいったん廃止をして路線部分、通路部分を加えまして新たに認定をするものであります。起点は同じで、終点が旭町 68 番地 3 から 56 番地 1 に変更になります。延長路線は、397.73 メートル、道路延長 362.22 メートル、重用延長が 35.51 メートルとなり、敷地幅、造成幅員、有効幅員は廃止前と同じであります。路線図については、8 ページをご覧くださいと思います。

整理番号 75、町道 75 号線は、新たに認定する町道であります。起点は旭町 68 番地 17 から終点は 68 番地 14 まで。変電所前を通る町道 7 号線から新しく認定予定の町道 26 号線までで、路線延長は 66.77 メートル、敷地幅 7.27 メートル、道路延長 60.02 メートル、重用延長 6.75 メートル、造成幅員 6 メートル、有効幅員 4 メートルとなっております。この路線につきましては、町道 26 号線の整備にあわせ整備を予定していることから新たに認定をするものであります。

整理番号 76 番、町道 76 号線につきましては、本年 1 月に津別町字達美にお住まいの真鍋信子様からご寄附を受けた路線について新たに町道に認定しようとするもので、路線の場所は資料の 9 ページをご覧くださいと思います。東達美にあります株式会社佐藤林業さんの手前の国道 240 号から活汲に向かって右側になります。路線延長は 180.04 メートルになります。起点は津別町字達美 29 番地 10、終点は 29 番地 17 で、敷地幅は 8 メートル、道路延長は 175.82 メートル、重用延長 4.25 メートル、造成幅員 6 メートル、有効幅員 4 メートルとなっております。

以上説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立よって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号を採決します。

この採決は起立よって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 49 号から議案第 50 号までの 2 件について、原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 51 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民生活課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 51 号 平成 24

年度一般会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ9,062万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を47億6,189万6,000円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げたとおりであります。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので8ページから9ページをお開きください。最初に議会費ですが、議会運営経費9節旅費につきましては、台湾二水郷の友好都市提携に係る2名分として35万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、総務費です。一般管理費の総務管理経費、9節旅費につきましても台湾二水郷への6名分の旅費として107万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域情報化経費、15節工事請負費につきましては、光ファイバーケーブルの切断事故復旧工事及び道道訓子府津別線の橋台架け替に伴う移設工事として156万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10ページから11ページをお開きください。財産管理費、町有建物等維持管理経費、13節委託料の用地確定測量業務は、緑町の町有地売却に伴い96万6,000円の増額補正。15節工事請負費は、職員住宅の内部改修工事2戸分として716万1,000円の増額補正、下段の土地開発基金積立金は、緑町及び幸町の町有地売却払代金を積立するため236万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の町営バス運行費の給与費6名分2,718万4,000円、12ページから13ページをお開きください。町営バス維持管理経費1,455万2,000円は、10月1日から町営バスが廃止されることに伴い、それぞれ減額補正をお願いするものであります。

次に、14ページから15ページをお開きください。企画開発費、森の健康館管理業務、11節需用費は、暖房機器、給湯機の点検に係る消耗品として87万4,000円。今後の一般修繕費として50万円の増額補正。15節工事請負費は、畳の表替え、クロス張り替え、下駄箱設置等の内部改修工事として471万5,000円。

16ページから17ページをお開きください。温泉濾材の交換工事として116万5,000円、18節備品購入費は、浴場更衣室の貴重品ロッカーの購入費用として53万6,000円

円の増額補正をお願いするものであります。

次の企画振興費、地域振興施設管理業務は、相生総合交流ターミナル施設の売店用オープン冷蔵ケースの購入、廃棄処理費用として 185 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の公共交通対策費、町営バス廃止後の混乗スクールバス維持管理のため、町営バス運行費の給与費、町営バス維持管理経費から科目を組み換え、給与費については 1 名減の 5 名分で 2,305 万円。

18 ページから 19 ページをお開きください。公共交通対策経費は、総額 1,664 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。なお、下段の 15 節工事請負費につきましては、バスターミナル駐車場の段差解消等のため 158 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、民生費です。20 ページから 21 ページをお開きください。下段の社会福祉総務費、障がい者自立支援事業経費、11 節需用費、印刷製本費は、国の障がい者虐待防止対策支援事業の補助対象となったことから、そのパンフレット作成として 28 万 4,000 円の増額補正。20 節扶助費、療養介護医療費給付費は、本年 4 月 1 日の児童福祉法の改正に伴い、当初 1 名で予算計上していた対象者が 3 名となったことから 149 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

続いて 22 ページから 23 ページをお開きください。23 節償還金利子及び割引料は、23 年度分の障がい者自立支援給付費の国、道負担金の返還金として 304 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の社会福祉管理経費は、道補助金による地域支え合い体制づくり事業として要援護者に対応したシステムの導入費用として 487 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

下段の自治相談費、自治会活動経費は、町が除雪機を購入し、冬期間の高齢者世帯等の間口の除雪を行う町内 3 自治会に貸与するため 119 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

24 ページから 25 ページをお開きください。交通安全推進費、交通安全施設管理経費は、河岸公園入口向かえに設置の啓発用看板の塗裝修繕工事として 94 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の児童福祉総務費、認定こども園整備事業、17 節公有財産購入費は、整備用地購入に係る 3,750 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、衛生費です。予防費、下段の予防接種経費、26 ページから 27 ページをお開きください。13 節委託料は、予防接種法の改正によりポリオのワクチン接種が不活化ワクチンとなり、医療機関での実施となったことから 57 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。次の環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、消費税の平成 23 年度確定及び平成 24 年度中間納付分を主なものとして 312 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の簡易水道事業特別会計繰出金は、相生浄水場テレメーターの基盤修繕として 31 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場管理経費、11 節需用費、修繕料は、ブローアの設備分解整備を主なものとして 58 万 7,000 円。15 節工事請負費は、水処理等暖房設備の改修工事として 76 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次のごみ焼却施設管理経費は、現在タイヤショベル燃やせるごみの保管庫をエゾシカの堆肥化処理施設として利用していることから、その代替え施設として保管倉庫を購入するため 85 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

続いて農林業費です。28 ページから 29 ページをお開きください。農業振興費、個別所得補償制度推進事業は、道補助金を財源として経営転換する農業経営者に対し、農地集積協力金として補助するため 70 万円の増額補正をお願いするものであります。次の振興事業費、土地改良事業事務経費は、国営農地再編整備事業の事業採択が遅れている状況により暗渠排水事業等の実施要望が多いことから 100 万円の増額補正をお願いするものであります。下段の林業振興費、林業振興対策補助費等の 8 節報償費は、熊の駆除頭数が例年になく増えていることから 49 万円の増額補正をお願いするものです。

次に商工費です。30 ページから 31 ページをお開きください。商工振興費、地域振興センター管理経費、18 節備品購入費は、地域振興センター 1 階会議室の暖房機器購入として 48 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に土木費ですが、32 ページから 33 ページをお開きください。中段の住宅管理費、町営住宅整備事業は、社会資本整備総合交付金の追加配分があったことから、豊永団

地の屋根・外壁張替改修工事5戸分1,384万8,000円の増額補正をお願いするものです。次の町営住宅管理経費は、旭町かえで団地の給湯ボイラー取替工事、11室分として399万円の増額補正をお願いするものです。

次に、教育費です。34ページから35ページをお開きください。小学校費、学校管理費の給与費は、町営バス運行費の給与費から組み換えの1名分413万9,000円の増額補正をお願いするものです。次の小学校施設整備事業、36ページから37ページをお開きください。15節工事請負費は、教員住宅の内部改修工事1戸分として367万5,000円の増額補正をお願いするものです。次の小学校施設管理経費、18節備品購入費は、本岐小学校の除雪機購入として136万5,000円の増額補正をお願いするものです。次の中学校費、学校管理費、中学校施設整備事業は、活汲小中学校耐震改修工事の事務費として18万3,000円の増額補正をお願いするものです。次の学校施設管理費の13節委託料、清掃等は、津別中学校体育館のウレタンワックスの塗装及び競技ルールの改正に伴い、ライン変更として74万1,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、38ページから39ページをお開きください。下段の会館管理費、中央公民館施設整備事業13節委託料は、精査にもとづき338万9,000円、15節工事請負費は、内部改修工事の取りやめにより1,688万4,000円のそれぞれ減額補正をお願いするものがあります。

40ページから41ページをお開きください。体育施設費、温水プール管理経費11節需用費、燃料は、他科目への流用及び精査として81万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4ページから5ページをお開き願います。国庫支出金、民生費国庫負担金、療養介護医療費給付費は、歳出で説明したとおり法改正に伴い利用対象者が2名増加となったことから、76万7,000円の増額補正をお願いするものです。次に、民生費国庫補助金、障がい者虐待防止対策支援事業につきましても、歳出で説明しましたとおり新規事業としてパンフレットの作成等に対し、48万3,000円の増額補正、次の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、橋梁長寿命化計画修繕計画の事業精査として24万1,000円、今年度追加配分及び前年度交付分の年度間調整により763万3,000円のそれぞれ減額補正をお願いするものであります。

次に、道支出金です。民生費道負担金、療養介護医療費給付費は、国庫負担金同様 38 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、民生費道補助金、地域支え合い体制づくり事業も歳出で説明したとおり要援護者に対応したシステムの導入費用として 487 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の農林業費道補助金、個別所得補償制度推進事業も歳出で説明しましたとおり経営転換する農業経営者に対する補助金として 70 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、財産収入、利子及び配当金は、女満別空港株式会社の出資に対し配当があったことから 3 万円の増額補正をお願いするものです。次の不動産売払収入、土地売払収入は、緑町及び幸町 2 件の町有地売払代金として 236 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、6 ページから 7 ページをお開きください。基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、前年度交付された社会資本整備総合交付金の事業未執行分を当該基金に積み立てていたもので、今年度事業実施による年度間調整により 1,455 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の土地開発基金繰入金は、認定こども園整備事業用地取得のため、3,750 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰越金、前年度繰越金は、今般補正での一般財源不足分として 1,081 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、諸収入、農林業受託事業収入、農業者年金業務は、交付金額の確定により 18 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の弁償金につきましては、まちなか団地の油流出事故及び家屋内の光ケーブル切断事故に係る弁償金 2 件分として 82 万円の増額補正をお願いするものであります。次の過年度収入、過年度収入につきましては、23 年度分の障がい者医療費の国、道負担金確定による追加交付として 32 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の雑入、事故共済金は、集中管理公用車、建設機動車両、スクールバスの計 3 件の事故共済金として 118 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の立木補償は、送電線下の立木伐採に伴い 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の支障物件移転等補償は、歳出でも説明しました道道訓子府津別線の橋台架け替えに伴う光ケーブルの移設により 97 万 6,000 円、情報通信施設復旧工事補償費は、光ファイバーケーブルの切断事故により

59万1,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の総務債、臨時財政対策債は、額の確定により2,186万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、条文に戻っていただきたいと思います。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりとするものであります。

次に、第2条第2表の地方債補正の変更は、臨時財政対策債の額の確定により限度額を2,186万8,000円増額し、補正後の総限度額を3億7,716万8,000円とする補正をお願いするものであります。

以上説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと1、2点だけお願いします。

歳出の15ページ、森の健康館業務の中の15節の工事請負費の関係で、内部改修と温泉の交換工事が出ていますけれど、これホテルのある程度の改修というのですか、修繕というのは年次計画の中である程度うたってきたのではないかと思いますけれど、この改修、工事におきましては、当初予算でみなくて今補正で上げたということは、年度計画の中できちとうたっていたのかどうか、その辺ちょっと聞きたいと思います。この内部改修においては、どの程度のクロスの張り替えだとか、畳の表替え、下駄箱の修繕わかりますけれど、どの程度の状況でこの改修を行うのか、その辺の状況。

それから、工事の関係の温泉の関係の交換工事については、ちょっと内容的にわかりませんので、その辺ひとつ聞かせてほしいと思います。

それから、21ページの障がい者自立支援事業経費の中の20節の扶助費ですけど、療養介護医療費給付費ということで、これ国庫負担金も76万7,000円になっているわけですけども、これ当初は1名分で改正後は3名分といいますけど、この内訳についてちょっと聞かせてほしいと思います、内容についてお願いします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） ただいまご質問のございました15ページ、森の健

康館管理業務、15 節工事請負費でございます。まず、内部改修工事にかかります 471 万 5,000 円、この部分につきましてご質問のございました年間計画で当初予算で計上すべきものではないかというご質問でございました。内容につきましては全くそのとおりでございます。内容につきましては、内部改修工事等につきましては、先ほど申し上げましたように畳表替え、クロス補修、下駄箱の設置という内容でございます。これらの内容につきましては、指定管理者よりかねてより要望のあった事項でございます。新年度予算でもご説明したかもしれませんが、要望があったからといって全部実施するというのではなく、法律上やらなければならない、あるいは安全上やらなければならないという緊急度合を見る中で進めてきている事象でございました。来年等もまた聞き取りを行ったところ引き続き、この要望がございましたので、ご存知のように3年間の指定管理の期間が来年の3月で終了するという事等もございまして、この間冬の期間の中で前倒しではございますが、今回の機会に実施をしたいということで計上した内容でございます。

中身につきましては3点ございまして、内部改修、畳の表替え、これは平成19年度予算補正で行ったものでございまして、大分色がかすれてきたというのがございまして、また、畳が毛羽立ってきまして靴下に付くというようなことから、畳本体ではございません。表替えをしたいということで、全館客室並びに休憩室にあります畳264枚の表替えを考えております。

二つ目がクロスの補修ということで、客室並びに共用スペースであります所のロビー等につきまして、クロスの部分がどうしても経年で下の部分が表に出てきて黒くなってしまいうということから、クロスの張り替え、補修をしたいと思っております。面積については、700平米を考えております。

それと3点目、これは下駄箱でございまして、男女の浴室前に今スチール製の下駄箱があるわけですが、大分鍵もなくなったり壊れているということで、日帰り入浴の方等々含めて苦情があるということで、前々からあったわけですが、この際高齢者の方もなかなか蓋付きのやつだと利便性が悪いということから、木製でそんなに豪華なものではないのですが、通常の下駄箱というような形でオープンにした形での出し入れしやすい木製のものを考えております。これらの3点

を合わせました内部改修といたしまして 471 万 5,000 円を計上したところでございます。

また、次のページ 17 ページでございます。濾材の交換工事でございますが、これは平成 22 年の 3 月に実は実施しております。中身的にはそれぞれ温泉の濾材が高温槽、低温槽、露天という形で 3 つの濾過機があります。その中に濾材が入っていて、それを循環ろ過という形でやっているわけでございますが、通常津別町の森の健康館の温泉水は、アルカリ単純泉といって結構透明度が高く質のいいものですから毎年やる必要はないということでなんですけれども、ある程度経過も経ったということから今回前倒しではございますが、濾材交換も含めてさせていただきたいということの計上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 質問のありました 21 ページの障がい者自立支援事業経費の扶助費の関係でございますが、当初予算の中では、道南にあります八雲病院の施設を利用された方 1 名おまして 87 万 8,000 円の予算計上を行っておりました。このたび 4 月 1 日から児童福祉法が改正になりまして、それまで児童福祉法に基づく措置という形で道のほうで管理というか支払っていた部分が、このたび、その法改正に基づいて自立支援法に基づく、ここに記載の療養介護医療給付費の対象者に移管となりました。そのためこの 2 名の方が移管になったのですが、この方は美幌の療育病院の施設を利用されている方 2 名の部分ということで、今回 149 万 2,000 円の追加補正をお願いしようとするものであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） 今の扶助費の関係のいきさつはわかりました。その件については質問はわかりましたのでやめますけれども、森の健康館の関係でちょっともう一度聞きたいわけですけど、改修の内容については、具体的に教えてもらいましたのでわかりました。いずれにしても参事の話では、指定管理者からの以前からの要望があつて、それに応えて緊急性を考えながらやるということでありまして、こういう客を扱っている営業に関する商売というのは、ある程度やはり傷んでくれば、手

直しなり見栄えもよくなきゃならないので、当然緊急性でなくてもある程度のことはやっていかなければならないと思います。ですから、これはたまたま今の説明では前倒しと言ってますけど、これは当初年間計画の中できちっとやらなきゃならないようなことであってもある程度の耐用年数がきて、ある程度くればやらざるを得ない事業だということで私は理解しているわけです。ですから、こういうものを前倒しと言うのかどうかわかりませんが、いずれにしてもこういう改修事業というのは、この先も追々老朽化してくれば、いろいろと緊急性が発生しなくても出てくることが多いのではないかと思います。当然、うちのホテルはグレードを落とさないような考え方でいっているというのですから、ある程度の見栄えもしていかなければならないとなれば、やはりよそのホテルに比較して、やはりあまり汚れのないような、また利便性の欠かないような形をつくっていかなければならないということで、それ相応のお金は私は掛かってくるのではないかなと、これからもそういう考え方を持っています。今回は 500 万ちょっとぐらいですけれども、これ金額にしましたら結構改修事業としては大きな金額です。これが、固まってこうやって何回か出てくると、やはり金額的に重なると大きな金額になるということで、その辺をやはりどの程度までうちのホテルを維持管理していくかということは、ちょっと先行きの経営もありますからわかりませんが、その辺はもう一度きちっと参事のほうで指定管理者と検討を加えながらやるものは早くやっておいて、持たせるものは持たせるという考えできちっとしていかないと、町から金くれるのだったら直すところは全部直していきましょうという考えで立つと、またこれも重なってきますから、その辺のやはり考え方というのはひとつ持っていたきたいなと思います。

それで、参事も言いましたけれども、今年指定管理者の最終年度で3月に指定管理が切れるということですが、これ町長の見解もあると思いますけれども、経営状況が私は決しているとは思っていませんけれども、やはり一般の町民からいえば指定管理料 1,500 万払って、こういう3年間の改修事業費どの程度掛かっていますかとよく聞かれますけれども、トータル的にはちょっとはじいていませんけれども、そういうことを噛み合わせれば、今後やはり指定管理者を継続していくにおいても、やはり今までのような要件でいくのか、それとも指定管理者からもある程度の要望が出て、

応えていくのか、その辺の検討はしていると思いますけれども、その辺の見解を町長からも聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 森の健康館の管理業務に関します工事請負の関係につきましてはご説明したとおりでございますが、私のほうで前倒しとお話し申し上げましたけれども、これにつきましては一定その指定管理者のほうから毎回情報交換をしながら、昨年要望のあった分、今年実現できる分、先送りする分という形で一応整理をさせてもらいながら進めているところでございます。内容につきましては、先ほど言ったような内容の順番で優先順位を進めてきているところでございますので、すべて要望があったから実施をするということではございませんので、今後とも基本的にはそういう流れで指定管理者とのお話しの中で必要の度合に応じて進めていくということで考えておりますので、お願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、今回指定管理の期限が来年の3月で切れるということで実は、前回開催をされました所管委員会のほうで指定管理の関係につきまして協議を経まして、来年4月以降の指定管理につきまして、現在指定管理に関する手続きに関する条例に基づきまして、第2条のただし書きにございます、いわゆる通常は指定管理は公募ということで進めていくわけでございますけれども、今回につきましては、ただし書きによる、いわゆる公募によらないということによる条項を適用いたしまして、公募によらない指定管理の募集ということで取り進めをさせていただいているところでございます。内容につきましては、今行っております指定管理の状況、相手方アンビックス、期間につきましては3年間、指定管理料につきましては年間1,500万という内容を含む部分で募集といいましょうか募集要項を作成をし、案内をしているところでございます。

これにつきましては、向こうのほうから募集に応える形での申請書をいただきまして、それを指定管理者選定委員会を内部でございまして、その内部で選定をさせていただきまして、その結果を持ちまして決定をしたのち、12月開催予定でございまして定例会に指定管理に関する議決を上程したいと、このようなスケジュールを想定しているところでございます。

また、経営状況、収支状況につきましては、所管の委員会ではご報告しているところ

ろではございますけれども、平成 22 年度、23 年度、それぞれ決算状況が出てきておりますので、ここで総体でございますが、ご説明させていただければと思っております。アンビックスによります平成 22 年度の決算につきましては、収入、指定管理料も入れまして 9,887 万円、歳出が 1 億 1300 万 4,000 円ということで、マイナスの 1,413 万 4,000 円でございます。また、平成 23 年度の決算でございますが、指定管理料を入れまして、収入額 1 億 896 万 6,000 円でございます、これに対します支出でございますが、1 億 718 万 4,000 円ということで、収支 178 万 2,000 円がプラスになっているということでございまして、これは当然指定管理料も含めた金額ということでございます。なお、24 年度の予算につきましては、これはあくまでも予算でございますので、アンビックスのほうから出てきております予算ですが、指定管理料も入れたところで、1 億 5,213 万 8,000 円、これが収入予算でございます。歳出のほうの予算が 1 億 4,833 万 3,000 円ということで、380 万 5,000 円のなんとかプラスでいきたいというのが内容でございます。いずれにいたしましても、これは指定管理料 1,500 万を入れた中での数字でございます。なお、先日の所管委員会でご報告したところでございますが、森の健康館の収支状況といいましょうか利用状況につきましては、平成 22 年、23 年についてはすでにご案内のとおりだと思いますけれども、24 年度につきましても、ほぼ 23 年と同様の形の利用形態といったものが今日あるということも付け加えさせていただければというふうに思います。

そんなこともございまして、引き続きアンビックス社と 3 年間の指定管理を行いたいという方向で進めておりますことにつきましてもご報告させていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） 今参事から今後の指定管理の継続については、公募をしないで審査委員会に諮って同じような引き続きアンビックスにやってもらうという進め方をしているということで、恐らくまた今までどおりまた 3 年間の指定期間をつくってやっていくのではないかということは、私たちも想定しているわけですが、ただ私は、参事のほうから答えてくれましたけれども、収支状況も 3 年間の状況を聞かせてもらいましたけれども、決して特別赤字になっているわけでもないけど特別プラ

スにもなっていないと。アンビックスの多少の持ち出ししながら修繕料は町がもって、なんとか経営を維持しているということで、今までの3年間はそれはもうスタートしたばかりですから懸命にやったと思います。今後仮にこれをまた継続していくにおいても、やはり問題になるのは、やはり前に私言ったけど集客力というのですか、やっぱり経営状況がよくなっていかなかったら、これはなんぼ大きなアンビックスでもプール計算しても私は大変ではないかと思えますから、町としても当然そういったことを話し合っていると思えますけど、そこで参事前に私、質問の中で料金形態も利用形態も同じような考えで考えてきていますけど、今の現在のほかのリゾートのホテルの料金感覚でいろいろ私も比較するわけじゃないですけど、前にもリーズナブルな料金設定で町民を歓迎して、なるべく地元のお客さんが集客するような方法をとったらどうですかということも言いましたけれども、そういった面では私は相変わらずこのお客さん、また団体、またクラス会などの感覚で私は一般的ですよ、1人や2人からではなくて聞きますと、どうもやっぱり料金体系においては高いのではないかと。ホテル側は強気で崩さない。内容的に料理もホテル側は満足しているけれど、受けるお客さん側は決して満足いくような私たちはそういう感じは受けていないけど、その辺はどのようになっているのか。私はその答えに対しては、ホテルはグレードを落とさないように、それなりのリゾートホテル的な感覚ですから、内地からのお客さんの多いと思えますよと言ったら、やはりこれだけ修繕料や維持管理費を払って、地元のお客さんがもう少しやっぱり集客アップしなきゃ、やはり何もならないのじゃないですかと、そういう声も聞く訳です。それで、私はあえてそういう考え方に立って前にそういったことももう少し考えて、ホテル側の強気だけを言うのではなくて、やはり地元の人間に還元されるようなやっぱり料金設定などもしていかなきゃならないのではないかということも言ったわけですけども、その辺はある程度今後指定管理を続けていく上においても考えられているかどうか。

それから、町長、これ私はアンビックスが悪いと言っていないけれども、やっぱりホテル状況どこも知っていると思えますけれど、やっぱりホテルの状況というのはもうやはり過剰投資やなんかでかなり皆さんこたえています、どこの観光のあれを見ても。それで、やはりうちはたまたまアンビックスが広くやって名前も売れているの

ですけど、一般のお客さんから見れば、白馬さん、アンビックスってそんな大きな会社で、そんな力あるのですかと。実際に津別だけでホテルを経営していく上において、もし赤字になっても、そういうふうな強気でやっていけるような会社なのですかと。町は、それに対して指定管理料も含めて、やっぱりこれからアンビックスから要望があればそれに応えていかなければならないのですかと。その辺の感覚を持って、これからずっとホテルを経営していくのですかと。当然あれだけの立派なホテルですから私は壊せとか、やめろとかと簡単には言いませんけれども、ある程度やっぱりだましましでもやっていかなきゃならない状況かなと思っていますけれど、その辺の見解は町長、一般論、感覚としてこれから指定管理者を継続していく上においても、どのようにつかまえているのかどうか、その辺もちょっとこの機会に聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 森の健康館のいわゆる経営についての関係でございしますが、いわゆる経営力のアップと言いましょうか、そういった部分では実は先日8月27日ですが、アンビックスの前川社長がいらっしゃいまして、お話を何点かさせていただいたところでございます。やっぱり、そここのところが一番の問題でございまして、いかに収益力をアップするかということでございまして、ここは今の現状を言うと、問題のピーク時、収益が一番上がる6月から10月、この期間なのですけれども、結論から申し上げますと、受け入れ側の体制、いわゆるホテル側の体制、人員不足等がございまして、客室を全部受けれるような予約はあるのですけれども、ある意味では予約を止めざるを得ないような、いわゆる受け入れ側の体制がないと。前にもお話ししたかと思うのですけれども、アンビックスのほうからなんとか寄宿舍、住宅等のお願いをできないかというようなお話もこの間きているところでございます。このピーク時が満館のような状況になれば、これはもう経営環境が変わってくるだろうというふうに想定しているところでございますけれども、地元からの雇用が募集しているけれどもないというようなことから、そういった人手不足による施設運営の難しさ、これもいわばアンビックスに課せられた課題でございしますので、町も側面的な支援は

いたしますけれども、そこら辺をカバーしていただきたいというお話をアンビックスのほうにしているところがございます。

また、料金体系等含めたお話で、いわゆる町民還元のお話もございました。これらにつきましても、町のほうでの対応というものも1点ございますが、まずアンビックスといたしましうか、ランプの宿森つべつのほうで、いろいろな創意工夫含めてないかということで今投げかけているといたしましうか、お話をしているところがございますので、それらに関連する今後のアンビックスとしての考え方が示されるのかなというふうには考えております。いずれにいたしましても、指定管理を募集いたしまして、アンビックスのほうから申請が上がってくる中に幾つかの提案事項もあるようなことも出てこようかと思っておりますので、そこら辺を見定めながら進めさせていただいたり、協議を進めさせていただければと、今後出てくる可能性があるということをご理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） アンビックスとは、これからもまた今3年間終わりましたけれども、先ほど参事が言いましたように今度は1社という今までの3年間のつながりがありますので、そこでさらに頑張っていたきたいというふうに思っているところです。

この間前川社長さんが来られた時には、担当の課長さんもおみえになりまして、いろいろ率直な意見交換もさせていただいたところです。細かいことを言えば、例えば持ち込みは少し認めてもいいのじゃないでしょうかだとか、そういったことだとか、それから合宿の利用がちょっと少ないので、ちょうど合宿が入るときというのは非常に内地のほうからも含めて、ああいう地を求めて来る人たちとかち合うという部分があるので、その辺を必ずしも合宿を排除するというか、そういう形ではなくて、言ってみれば合宿の方たちというのはリピーターですので、毎年毎年やってくれる人たちですので、こういったところとうまく調整を図りながらやったほうがいいのじゃないかというようなことで、これは社長さんもその辺はよく見られております。今の上野支配人も非常に発信力の強い人で、いろんなブログだとかインターネットを通じて、それを見ていろんな方たち、こっちへこの間もNHKのほうでダンカンの親

子が来て、番組をつくったりしていますけれども、そういった人たちが次々やって来るといふ状況もあります。ただ、それがまだ十分な集客に結び付いていないという部分もありますので、それらもまだ3年全部やっていませんけれども、そういう状況を見ながら次こういうふうに進めていきたいということを公募しますので、今度向こうのほうからまた応募してきます、こんなことだというので。それに対してまた何が私たちのほうでできるかということをやとりしながら、そして12月の議会でアンビックスの全体の経営内容やなんかも当然応募するときに出てきますので、そういったことをご承知のように毎度毎度皆さんにも渡していますので、それを見て議員は議員の皆さんなりに分析をしていただければというふうに思いますので、引き続いて町のほうとしては、その会社と指定管理を受けてもらいながらやっていきたいというふうに考えているところです。

それから、ランプの宿の改修の関係なのですが、これは一般論としてちょっと聞いていただきたいのですが、毎年来年の事業を何をやるということで各課から要望がでます。それを集約をして課ごとのヒヤリングをやります。ヒヤリングをやって今度僕らのほうで現地を見に行きます。その中で、来年これをやろうというふうなことで、Aランクを決めて、そしてBというのは、とりあえず予算要求の中に出してください。予算のお金の流れを見ながら、やるかやらないか決めていきますというふうなことで進めているのですけれども、その中でこれは来年ではなくて今年やってしまおうと。もうすでに交付税の額も決まっていますので、そういう来年、年度末までの財政状況というのはもうつかめれますので、そういう中で来年やろうと言っていたものを今年やってしまおうということ、実は今回のランプの宿の部分も、来年やる予定で出てきたものですが、それは今年のうちにやってしまおうということ、この補正予算の中でそういったたぐいのものは幾つかあります。例えば教員住宅の改修だとか、それから職員住宅の改修も2戸出てますけれども、これも来年度改修したいということ、出てきましたけれども、それは来年度4月から入ってくる採用人数等々ありますので、そういったことも眺めて、今年のうちにやっておいたほうが良いという判断の中で私のほうで財政のほうに指示を出して、これは来年ではなくて今年やってしまおうということ、これは9月議会に間に合わなかった分もありますの

で、ごく最近やりましたので、そういう打ち合わせは。これは 12 月議会においても、幾つか来年度で要望が出たものを今年度中に物を買ってしまおうだとか、そういうこともやりくりの中で進めているということで、その部分をご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

ほかにありませんか。よろしいですか。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 何点かにわたって質問したいと思います。

まず、9 ページの台湾関係のことなのですが、要点だけ申し上げます。基本的に私は、町民の予算要望が非常に多いという形で、町民優先の施策をするべきではないかという基本的な考え方を持っております。それで、今回大訪問団で参りますけれども、調印式にこれだけ大勢の人数が自費負担の方もいますけれども、必要なかどうかという見解について伺いたいと思います。

それと、中国の関係については、新聞紙上で非常に緊迫した毎日記事が載っておりますけれども、領土問題と直接関係ありませんけれども、中国も非常に強硬に主張しているという形で、この紛争は非常に長期化するというふうな形になるのでないかなというふうに思います。それで、政治や社会体制が違う国ですので、さじ加減で明日はどうなるかわからないと。台湾も尖閣の本当の一番近い所ですので、友好関係が深まって安定した交流が大丈夫なのかどうかということについて 2 点目聞いておきたいと思います。

それと、次には交流の仕方なのですが、今後の形として協定を結ばれるということですが、津別側の訪台のみに終わるのか、相互交流という形になるのか、

中国の場合はお国の許可がないとなかなか難しい側面もあると思うのですが、その辺の目下の考え方で結構ですけれども伺いたいというふうに思います。

それと、今回の派遣でどのような成果が期待できるのか、また求めているのか伺いたいというふうに思います。

それと、もう一つは、台湾の住民感情やなんか、中国本土とは違うと思いますけれども、この辺の情報をそれぞれのつてのところから何か把握しているものがあれば伺いたい。行って、過激行動で非常に危害その他のそんなような心配についてはないのかどうか。そのようなことがあると、せっかくの訪問も水泡に帰すのではないかなということで、この辺を伺っておきたいというふうに思います。

それと、この関係では最後に、行って来て町民への報告だとか広報だとか、今回のことについては、どのように町民やなんかに啓蒙というか、お知らせをする考えがあるのかどうか、その辺について聞いておきたいというふうに思います。

次に、15 ページの森の健康館の関係ですけれども、白馬議員の言った部分とは重複は避けます。アンビックス社とは3年延長ということで、その辺については、努力については敬意を表したいというふうに思いますけれども、前回契約からの全般的な検証やなんかはされているのかどうか。改善点等があれば、まず総論で伺いたいというふうに思います。

それと、当初アンビックス社については町民に喜ばれる施設ということで大々的に言っていましたけれども、いざ蓋を開けて見ると町民はどちらかというとな消極利用で、近隣の阿寒だとかそちらにも結構逃げているというふうな実態です。これは、とりもなおさず固定料金があつて、例えば阿寒が7,000円で泊まれても8,000円だというふうな形で、全然料金的に料理の質が落ちますよとかという話も含めて、その辺の固定的な考え方でずっとやっているということで、この辺は町からももうちょっと町民利用を勧めるのであれば、臨機応変に対応できるようなことをしたほうがいいのではないかなというふうに思います。いずれにしても、近隣に負けているようでは、我々も応援はしたいと思えますけれども、その辺の活路を今回の3年延長からは意識的にやられるのがいいのではないかなというふうに思っております。

次に、33 ページ、住宅建設費の関係ですけれども、今年の4月に灯油事故と水漏れ

事故が起きたということで、言ってみれば配管接続不良だとか、事故の原因は初歩的な単純ミスが多いというふうなことで、住宅建設については今年、ここ2、3年以降、来年も前倒しのものもありますけれども、メジロ押しですずっと整備になっていくと。このような初歩的な単純ミスが頻発しているようでは非常に困った問題だなというふうなことで、この辺の關係の防止策というか対応策というか、言ってみれば施工業者が一番なのですから町での検定というか、その辺についてもどのようにしているのかお聞きをしておきたいと思います。

それと、17 ページ、ちょっとページ後戻りしますけれども、17 ページの公共交通費、これスクールバスの關係とも絡むのですけれども、津別ハイヤーのお客さんの苦情は弱者がやるものですから非常にやはりまだまだ苦情があるということで、津別ハイヤーの委託等が包含されていれば、その辺の問題について町ではどのように業者に話をしているのか、契約關係についても再考の余地が場合によってはあるのかなという形も思っていますけれども、契約条項の中では多分お客さんには善良な運行なり対応をするようなことは書いてあると思いますけれども、その辺の問題含めてお聞きをしておきたいと思います。

それと、39 ページ、会館管理費の關係ですけれども、中央公民館の關係、全額減額ということについてはわかるのですけれども、それについてはくどくど申しません。ですけれども、これについては、町政方針なり主要事業でもはっきり我々に説明をした中でやっているのに、それが言ってみればこれもちょうと下地調査が非常に不十分のかなということ、このような問題がちょっと最近目立つのかなということ、この辺の關係について1点正しておきたいと。それで、結論から言うと、教育委員会はそのままになるのかどうかも聞いておきたいというふうに思います。

それと、41 ページ、体育施設費の燃料費ですけれども、施設の燃料費あちこちにたくさんありますけれども、この費目だけがとりあえず今回81万7,000円補正になっていると。当初予算は808万円で、去年の予算や決算から言うとかかなり大きな額で予算計上しているのに、さらにまた多額な補正というのは、大きな要因があれば、それについて聞いておきたいというふうに思います。

あとは、33 ページのこれもちょうともとに戻りますけれども、住宅管理費の工事費

ですが、シャレーイーストタウンは当初予算に 350 万計上していましたが、言ってみればかえで団地も似たようなものなのかなという形で耐用年数だとか、その辺の問題もいろいろ絡むのですけれども、これは急な故障でそういうふうになったのかどうか、原因について伺っておきたいと思います。

それと、最後ですけれども 37 ページの中学校費、委託料、除排雪 15 万 3,000 円、清掃等 74 万 1,000 円ですけれども、当初予算では除排雪 40 万 7,000 円、清掃 145 万 4,000 円ということですが、今回大幅な増額補正ということで、去年の予算と決算から見ると、これも今回補正をしなければならぬ大きな要因についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） まず、9 ページの二水郷との調印の関係でありますけれども、1 点目の調印に派遣する人員は適正なのかというふうなご質問です。この内容につきましては、所管の委員会等の協議を経て今日に至っているというふうに認識しておりますけれども、この間私どものほうとしては、今現在直接関係ある団体、それから今後関係してくるだろうというふうに想定される団体、そこには最初から町ぐるみでこの事業を取り組んでいくようなものにしたいというふうな考え方がありますので、そこに関わる人たちあるいは団体については、最初から参加していただくことが望ましいと、そういう判断のもとに町、議会、それから関係団体ということで、日台親善協会等はじめとする 4 団体に公務ということで行ってもらおうというふうなことを決定しております。あわせて、ただ今申し上げました町ぐるみということであれば自費参加、あるいは制度に乗っかって参加いただけると、趣旨に賛同いただけるというふうなことも当然、そういったことも求めていくことも必要でありますし、また町民の方の理解という部分では、直接現地に行ってもらおうということが一番であるというようなことから、町民に呼び掛けまして数名の方が行ってもらおうということで、議員さん含めて総勢今 18 名、1 名がちょっと体調の関係で出られないかもしれませんが、今 18 名が行くというような形で準備を進めているところであります。この人数につきましては、公費で負担する人数が多いというふうに一見見えますけれども、先ほど申し上げましたとおり今後関係する団体に最初からかかわってもらおうというふうなことで

いけば適正な人数かなというふうに思っているところです。

それから、2点目の領土問題等大きな問題等が横たわっているけれどもという話ですけれども、5番目にお話しいただきました政情の関係等含めて特に台湾のほうからは、そういった連絡は受けていないと。台湾の亜東局のほうの職員とも直接メールでやりとりはしてますけれども、そういった情報はいただけてないというふうなことでお知らせをしておきたいというふうに思います。したがって、予定どおり10月の7日から二水郷のほうに行くという予定であります。

それから、交流のあり方です。津別のみでの訪問なのか相互交流となるのかということですが、ただいま町の事業としては中学生の交流のみを考えております。その関係につきましては、できれば両町の中学生がお互いの町の歴史、文化、そういったものを肌で感じてもらうということが必要だと、そういったことが望ましいということで、相互交流というふうなことを津別町側としては希望してますけれども、まだその辺については具体的に台湾の二水郷側と話をしておりませんので、今回訪問した中で、そういったことにも話題にしながら今後どうするかということについて詰めていきたいというふうに思っております。8月ぐらいに二水郷の国民学校の校長等がみえるというようなお話もありましたけれども、それについても諸般の事情で来れなくなったというふうなことで、本来であればそこで打ち合わせできれば一番よかったのですが、そこができないということで、今回10月の訪問の中で、その辺の話を詰めてくるというふうなことになろうかと思っております。

それから、期待される成果でありますけれども、今々これがというふうなことはお話しできる材料はございませんけれども、やはり将来に向けては今教育交流から始めて順次、文化、経済、観光、そういった交流に発展していけばと、あるいはそういうふうにつなげていきたいと、そのために町のほうの事業としては、教育交流というふうにしてはいますが、7月の中旬に日台親善協会、町の事業をある面では支援、応援してくれる団体という形で組織も改編しながら支援体制をとってくれるといふようなことになっておりますので、その団体ではまた経済交流等求めていく、あるいは台湾全体に二水郷に限らず台湾全体に対する交流のあり方についても、また検討されるというふうに聞いております。そういった中で、当初申し上げましたいろんな多様な

交流が期待できるのではないかと。是非そういうふうなところにもっていければ一番いいかなと。ただ、それには時間がかかるということもお話しさせていただければというふうに思います。

それから、町民に今どのように知らせていくのかと。その行って来た結果等については、当然広報は考えておりますけれども、そのほかにも、戻ってきた段階でどういう形がいいのかということについては、参加した皆さんとの協議の中でできるだけそのことが多くの町民の方に知っていただけるように、そういうふうな取り組みもしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） ご質問のございました森の健康館についてでございます。谷川議員のご質問でございました前回からの改善点や総論として、どういう総合評価をしているのかというお話でございます。前回からといたしましうか、その前の指定管理者が、いわゆる自己破産でなくて指定の取り消しに至ったということからいきますと、まず現実的には安定的な経営、安定的な運営ということが大前提でございますので、その部分ではアンビックス社をもって今日至っているということで、一定の運営の評価はされるのだろうというふうに思っております。

あと、個々の改善点等につきましては、定期的に実際ランプの宿森つべつと協議をしながら現状の問題点を探りながら改善を個々にしていくと言ってきたのが現実であります。それと、前回2年前にアンビックスの前川社長がおっしゃっていた地元を受け入れられる、地元で喜ばれる施設ということでお話をされたということでもあります。この部分についてはまだ谷川議員のおっしゃるとおり十分とは言いきれないというふうに私たちも思っています。ですから、その点も含めて今後改善を求めてまいりたいと、このように考えております。

あと、料金等につきまして、いわゆる他町村に負けない、あるいはリーズナブルなというお話も、この間アンビックスの前川社長と率直にさせていただきました。前川社長、アンビックスの考えとしては、そういう料金を抑えてという考え方には立っておりませんで、いわゆるきちっとしたサービスを提供すると、その上に料金があるのだという考え方の方であります。ただ、町内の町民についてのサービスは、これま

た別だということでおっしゃってしまして、これらについては新たな指定管理者としてどういう方策があるのか、今回の指定管理の募集に基づく申請の中で、何点か出てくるといふふうに期待をしているところでございます。

というようなことが今考えているところでございまして、特に指定管理の選定につきましては、それぞれ一定の審査基準、経営が安定しているか、あるいは実績ノウハウ等含めまして精査をした中で、引き続きアンビックスにお願いしたいということで、提案になろうかと思えますけれども、そこら辺も審査をしながら皆さんに評価をいただくという形になろうかと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） まず、17 ページの津別ハイヤーの関係でございまして、今津別ハイヤーにつきましては、上里線と恩根線を委託してございます。スクールバスと町営バスで現在1本ずつ委託していることになっておりますけれども、その中でバスの関係についての苦情というのは、私のところには今現在は届いておりません。ただ、過去に津別ハイヤーにつきましては、過去に何度か議会でも対応について話題に乗ったことがあるかと思えますが、バスについては、そういう点ではまだないということで、まずご報告をしていきたいと思えます。ただ、バスの中でそういうことがあれば折り入って話をすることは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、工事の単純ミスの関係でございまして、これについては谷川議員おっしゃっているように本当に単純なミスでございまして、配管の付けるといいますか、そのミスということで、慣れからくるミスということが言えるかと思えます。これにつきましても、業者に対してすぐに改善命令を出すようにということで指示を出しておりますし、それももうすでに出てきております。また、検定の中には、今までそういう点の小さな部分と申しますか、小さな部分と言ったら語弊がありますが、ある程度それは完成しているものだというような中で検定も行っていた経過があります。今後は、例えば今回の灯油事故については、気密試験をきちんやりやっていたという事柄も原因の一つとして挙げられますので、そういう試験結果を町として検定の時期にきちん確認するような方法でミスの再発を防ぎたいというふうに考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

それから、同じく 33 ページの団地のボイラーの改修のことですが、これは先ほど町長が答弁いたしましたように、これについては次年度、25 年度の主要事業として予算要望をしたところですが、先ほど町長申しました理由によりましてこれも今年度においてやるということで、今回新たに補正をさせていただくということです、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（房田敏彦君） それでは私のほうから中央公民館の関係とあわせて 37 ページの中学校の管理経費の部分についてご説明したいと思います。

中央公民館の改修につきましては、下準備というか下調査が不足しているのじゃないかというご指摘でございましたけれども、これにつきましては、役場の庁舎の改修とあわせまして昨年から網走のオホーツク総合振興局建設指導課と増築について事前協議をずっと行ってきたところですが、それが予算要求の段階ではオーケーという判断で下ってきたところですが、今年度に入りまして振興局のほうの指導課のほうから構造上の問題で、構造計算なり新耐震基準を満たす必要があるというような指摘を受けましたことから急遽この工事については実施をできなくなったという経緯でございます。その経緯につきましては、6 月の所管の委員会、二つの両委員会において説明をさせていただいたところでございます。今後の教育委員会につきましては、当面公民館の増改築につきましては、内部の改修については建設課の指導は入らないのですが、増築、外に出す部分については前段申し上げました構造計算なり新耐震基準を満たす必要があるということから、それらに掛かる経費というものが相当掛かる予想であります。なので、今何年度からすぐ増築をして、公民館のほうに学校教育のほうが入ってワンフロア化というのを目指すかということ、現段階ではじゃあ何年だというふうに言えない状況です。これらについては今後財政的な負担もあることから、今後協議をしていきたいというふうに思っていますので、現段階としては、公民館の社会教育とこちらのほうの学校教育が分かれるという現状のままかなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、37 ページの中学校の中学校施設管理経費の部分での委託料の部分です。除排雪で15万3,000円の補正をお願いしているところですが、これにつきましては6月の議会で専決処分の報告をさせていただいた二又のスクールバスの事故に係る修繕費と補償費をこの部分から流用させていただきましたので、その流用の金額、修繕費が10万7,000円、賠償金が4万6,000円、合わせて15万3,000円の分をこのほうに補正をさせていただきました。

また、清掃費等の74万1,000円につきましては、中学校の体育館のウレタンワックスの塗装及びライン変更がありまして、これも先ほどの建設課と同様、主要事業で来年度上げていましたところ今年度実施をしたらどうかということで今回補正として上げさせていただきました。

中学校のウレタンの塗装につきましては、平成19年度に塗装を行いまして6年が経過をしております、そろそろ摩耗がひどくなってきたと。また、2010年度のバスケットボール競技のルール改正によりましてラインの変更がございました。平成24年度から中学校のバスケットの部活動においても、そのような新ルールで競技を行うということからラインの変更も合わせて今年度実施をしたいということで74万1,000円を計上させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（伊藤 同君） 私のほうから41ページ、温水プール管理経費、燃料費の暖房用ということで81万7,000円の補正の問題についてご説明申し上げたいと思ます。最初のご説明で申し上げましたとおり実はこれはペレットが不足をして81万7,000円を補正するというものではなくて、この温水プール等に係る緊急にやらなければならない修繕箇所が出た、例えば床暖のヘッダー、回しているところがあるのですけれども、それが壊れた問題だとか、それから全体管理をしているパソコンのちょっと古いものですからハードディスクが壊れてしまっていて、それを修復したなど、そういうものに流用をしてしまいまして、その部分が81万7,000円ありまして、その分を今回補正として上げさせていただいたと、こういう予定で燃料については当初予算のとおりいくのではないかと今見通しを持っておりますので、ご了解をいただき

たいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと私のほうから、谷川議員のほうからお話しになった何点かちょっとお話を申し上げたいと思います。

二水郷の関係の部分で、その中で安心なのかという、国内的にはそういうちょっと話がございましたけれども、現実的には、これは外交部に行ったときも、札幌の段階でもありましたけれども、すべての国でいろんな考え方の方がいらっしゃいますからという形も、様々な人がおりますという話もちょうとされておりましたけれども、新聞紙上の中でも国内の高校やなんかで中国本土から危険ということも含めまして台湾に修学旅行等も変更してきているという、そういうような報道もありました。そういう意味では、安心で安全であるというぐあいに判断をしているところであります。

また、馬英九総統自体が8月の22日に談話を発表しておりまして、尖閣問題に対しては、中国本土とは政府とは一線を画して一緒に行動はとらないというようなことも言っております。それから、元の李総統自体は、尖閣は日本の国のものというような判断もしているところもありますので、これは中国とは基本的にはスタンスは全く違うのではないかなということで、安全という意味では十分確保されているし、そういう問題はないだろうというぐあいに思っているところです。

それから、アンビックスの関係の部分でありますけれども、アンビックス社も実はもうすでに町長も委員会の中でお話をさせてもらっていますけれども、従業員といえますか社員が500名を超える企業というようなことで、もうすでに中小企業とは言えないというような、そういう大きな会社に今なっているというような状況でございます。先日来られた社長の部分も言われておりましたけれども、実ほどことは言いませんけれども、観光ホテルチェーンの中で5,980円だとか、低価格を打ち出した結果、極めて今経営状態が非常に悪化をしているところがたくさんあるというようなことで話を聞かされております。ですから、一定のやっぱりレベルを保っていかなければならないというようなことで、多くの方が仮にインターネットを見て1泊2食で6,000円なり、そういうような金額で泊まれる方というのは極めて少ない。逆に言えばこ

んなところで大丈夫なのかなというような意見が圧倒的に今多くなってきているというようなことも踏まえてあるということでも言われておりました。

ただ、町民の還元という形は、その一定の当然の価格は下げないで、ただ町民の方に対しては何らかの形で仮に町が助成を、これは白馬議員のお話にもあったところですが、けれども、そういうやつで助成をしていくという流れであれば、それは問題ではない、解決できるのではないかという、こういうお話もちょっと伺っておまして、そういうことも含めた検討がこれからの課題なのかなというぐあいにも思っているところがございます。

それから、中央公民館の関係でありますけれども、これは教育委員会そのままかということで、今教育委員会のほうからちょっとお話を申し上げたところがございますけれども、正直言いまして想定外のことがありまして、結果としては今年それができないという判断に立ったところがございます。ただ、これもグループ制の関係等も含めて組織機構の見直しの段階で生涯学習課ということも4月から含めて一緒になるという大前提で進めてきたというようなことでもございます。これについては、もとに戻す云々ということにはなりません、今の段階では。やっぱり一緒の教育委員会が一緒のフロアなりで、すぐそばで業務をするということは、私たちにとってはこれ重要なことだろうというふうに思っております。そういう内部の中で、増築等が無理というような判断でありますけれども、内部の中での改修は可能だというようなことでも思っておりますので、これについては、それぞれ教育委員会は教育委員会中で、各地の委員会等も含めてございます。そういうことで意見を聞きながら、何とか一つのフロア等で業務ができるような、そういうことは十分これから考えていかなければならないというようなふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 旧ボイラーの取替工事でちょっと答弁漏れがありましたので、付け加えさせていただきたいと思っております。まず、シャレーなんでございますが、それは年度当初に予算を計上いたしまして、現在工事を実施中ということでもございます。それから、ここに新たに出てきました、この給湯ボイラーは旭町のかえで団地の

部分でございまして 12 戸ありますが、そのうちの 11 戸を交換すると。これが平成 7 年の建築でございまして、もう既に 17 年経過しているということで、修繕の中でもボイラーの割合が結構高くなってきているものですから、それを 1 戸 1 戸取り替えていくということよりも、全体で一度に替えたほうが経費的には 1 戸当たりの経費は安くなるという判断から、先ほど言いましたように 25 年度の主要事業ということで要望した経過がございまして。それが先ほどの町長の答弁のとおり 24 年度に前倒しになったということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 12 時 5 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 回答をそれぞれいただきましたので何点かだけ再度質問したいと思います。

まず、台湾の関係ですけれども、以前からいろいろ聞いてますし、大枠としては賛意は示したいというふうに思っています。それで、交流の仕方ですけれども、津別のちょっと一方通行的ななんか形のようなお話でなかったのかなというふうに思いますけれども、やはりこれ対等交流であれば、やっぱり行った来たが当然必要なのかなというふうな形で、その辺お国同志のあれですから難しい問題もあるのかもしれませんが、その辺について再度確認をしておきたいというふうに思います。それで、この問題については、総論的には行くことについては了解はしますけれども、いずれにしてもこれだけ多人数で行くのですから、町民の方に誇れる交流となるように、最大限の努力はしてもらいたいなということだけ申し上げておきます。

次に、森の健康館の関係ですけれども、いろいろこれも答えはいただきましたけれども、いずれにしてもやっぱり町民の利用が非常に苦言も含めて反応がいまいちとい

うふうに私は受け止めています。ですから、町民のもろもろのホテル側の政策でも何でもいいのですけれども、やはり町民が進んで阿寒より津別へ行こうというふうなことになるように、この辺は再度延長の中で頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、スクールバス、公共交通費の関係ですけれども、津別ハイヤーの関係は、直接的にはバスは関係しないのですけれども、やはりハイヤー利用で結局いろいろ苦情が絶えないような業者に町も安易に委託するのがどうなのかというのは課題かなというふうに思っていますので、この辺を十分留意しながら次年度に向かっては対応してもらった方がいいのかなというふうに思っています。

次に、会館管理費の関係ですけど、中央公民館の関係ですけども、いずれにしてもこれは町の内部の機構改革、これの検討委員会で23年の11月に総務委員会に報告がありましたけれども、ワンフロア化ということの大々的にうたって、主要事業等にはっきり載せているのが結局ここにきて頓挫したというふうなことは、我々も町政方針なり主要事業本当に全部丸々当てにしているのかなという疑問が沸いてきますので、これを教訓にして今後このような重大な変更がないように特に気を付けていただきたいというふうに思います。

あとの関係は、流用だとか何か私ちょっと聞き漏らしている部分もあったのかもしれませんが、あとの点については内容的にわかりましたので今言った点だけ再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 台湾の関係について私のほうからお答えをいたします。

まず交流の仕方、津別の一方通行になるのかというふうなことですけれども、目指すところは相互交流ということで、ただこちら側はすぐ交流は可能だというふうには思ってますけれども、台湾側の事情がまだ状況がはっきりわかっていないということで、今回訪問する中でその辺のお互いの確認をしながら、事前の町長、郷長打ち合わせの中では、お互いに中学生を交流できればいいよねという話をしておりますので、その辺のところの条件整備ができるだけ早く向こうに整えてもらうようなことをしながら、行ったり来たりというようなことができれば一番いいかなというふうに思っています。

そういうふうに向けて努力をしたいというふうに思います。

それから、町民に誇れるような努力をされたいということですが、今お話ししたように人が行き来すると、人的往来を通して、そういう官民レベルの親善団体として友好親善を図れば、それが一番望ましいことではないかなと、こういった重たい領土問題等も横たわってますけれども、そういったこともやっぱり感情を和らげるといふか、そういったことにもつながっていきますし、やっぱりそこに住む国の人が仲良くするということが一番だと思いますので、そういったことではやっぱり交流というのは目には見えませんが大きな働きをしていくのではないかなというふうに思っております。ご指摘の点につきましては、できるだけ町民のほうにも情報を出しながら、そして相互交流が長く続くような、そして中学生に夢を与えるような事業として長く続けられるよう努力していきたくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 再度ご質問のございました森の健康館の関係でございしますが、町民の利用ということでご質問のございました点については、まさにそのとおりだというふうに考えております。結論から申し上げますと、引き続き努力をしてみたいと思います。まず、前提といたしましては、平成25年以降引き続きまたアンビックスをお願いしたいという考え方を持っておりますので、まず一義的にアンビックス自体として町民の利活用を促進するような、そういった提案を期待したいと思いますし、その旨当然のことながら次期の選定に当たりましては、そのことも念頭に置きながら進めさせていただければと思います。その中で不十分というようなことが判断がありましたら、前回白馬議員よりご指摘のございました町独自としての優遇対策等々含めまして検討したいと考えております。あわせて、基本的にはランプの宿森つべつの安定経営ということが前提でございますので、先ほど申し上げましたように、料金体系につきましては副町長が申し上げましたようにアンビックスの社長の見解といたしましては、必要なサービスと料金とがイコールになるような、そういったことを心がけたいということが基本にあるようでございますので、料金等につきましては、今この時点で例えば阿寒の5,000円を切るような体系でどうかというお

話にはちょっと現時点では大変申し訳ございませんがならないかと思えます。あわせて、また雇用の関係につきましても、十分な雇用があればピーク時期にお客さんを迎え入れることが十分にできるということでございます。地元の雇用を図るという意味からも引き続き雇用の確保についてアンビックスのほうに求めてまいりたいと思えますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 津別ハイヤーのバスの委託の関係でございますが、現在のバス路線につきましては、相生線は直営、それから上里線、恩根線が先ほど言いましたように津別ハイヤーに委託をし、それから二又線は本岐の協議会のほうに運行を委託しているという状況になっています。また、東岡線、これは純然たるスクールバスでございますが、これも直営でやっております、このほかに沼沢線、今休止中になっておりますが、もともとは公社のほうに運行を委託していたという状況で…

（何事か言う声あり）

○建設課長（江草智行君） それで、結局路線を委託する場合、受け皿の問題がございまして、そういうことからいくとハイヤーというのはやっぱり受け皿としては、重要な部分を占めているのではないかなというふうには考えております。それで、谷川議員おっしゃったとおりタクシー部門では問題は聞いてますので、委託運行をこの10月からも続けていきたいし、来年度以降も続けていきたいと今の時点では思っていますので、十分に指導をしながら委託をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（房田敏彦君） それでは、公民館の関係、私のほうからご説明させていただきたいと思えます。議員のご指摘とおりでございます。公民館の増築なり内部の改修にするにしても、今後については副町長が申しましたとおり所管の各種委員会、教育委員会会議等を聞きながら、また振興局とも十分連携をとった中で今後は取り進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちょっとお話しさせていただきたいと思えます。まず、台湾との関係ですけれども、これは私どもと向こうの人たちが同じ経済水

準にあるということではないということをもまず前提にさせていただきたいというふうに思います。ですから、こちらが例えば5回行けば、向こうも5回来れるというような経済状態にはありませんので、そういったことで、今年7月ないし8月に向こうの校長先生やPTAの方たちが来る予定を立てておられたようではございますけれども、その方たちも裕福な層ということではありません。したがって、円高がどんどん進んで行ったりとか、それから渡航費用が想定よりも上がってきたということで、そういった意味でやっぱり断念をせざるを得なくなってきたような状態になってきたと。郷長の部分については、台風が来て、またその対応に追われているというようなこともお話の中にありましたけれども、そういったことで、そういう生活環境の中にある人たちが北海道というところに訪れたことのない人が、やはりやって来てぜひそういうところと触れ合いを求めたいという気持ちはひしひしと感じますので、そこでできることをやっぱり一つずつ始めていくというふうなことで進めていきたいというふうに思いますし、これは今中学校を想定してやっておりますけれども、今度行かれると、議員の方も何人か行かれますけれども、行っていただくとわかるかと思っておりますけれども、うちのほう、町で言ういわゆる寿大学、この人たち、向こうではシルバー大学というふうに言っておりますけれども、その方たちが多分夜の交流会等々の食事を作ったりとか、活動の中心に毎度行くたびにそうなのでございますけれども、そういう人たちがいます。今回、寿大学のこちらのほうの学長も行きますけれども、そういう向こうの老人大学、そういう人たちの交流も当然日本語が皆さんしゃべれますので、話し合いがあると思っております。ですから、可能性としてはそういうところもいつか行ってみたいですねとか、そんなお話が多分なるのだろうというふうに思いますので、そういうことが今回をきっかけにして一つ一つまた広がっていけば、それでいいのだと思っています。大きなものをあまり求め過ぎると、やっぱり辛くなってまいりますので、双方にやっぱり一つ一つ心に残って楽しいというようなことを進めていきたいなというふうに思っているところです。

それから、ランプの宿のほうも、やっぱり売上を伸ばすのには実は方法があるようなのですが、それはずっとこの間言われているのは、人手、人材不足なのです。働き手がないということで、特にこういう町ですので、スキー場もなくなりまして、

冬の収入が圧倒的に少ない中で、やっぱり5、6、7、8、9、10、この辺がいわゆる稼ぎどきになってきます。そういったときに特に夏場に向けてびしっと入れて満杯状態でやっていくにはスタッフの数が足りなくて、そしてそれに対応するためにグループの中から何名か派遣することも1名、2名というはあるようなのですけれども、それではまだ足りなくてもっと送り込みたい、送り込む人数はいるようなのですけれども、そういう期間だけ働きたいという人も札幌で公募するとたくさんいるらしいのですけれども、ところが泊まる場所がないというのがネックになってまして、アンビックスのほうでもお話しされていたのが、例えばその期間中、スーパーハウスを借り入れてきて、従業員が寝泊まりできるようなものを確保しようかだとか、いうようなことも考えているようですけれども、今総合振興局の局長ともなんとかこれずっと続くものですから、従業員住宅というのを例えば1LDK幾つかというような、2Lもあつたほうがいいのかもわからないのですけれども、二つ、三つぐらいできるような、そういう助成制度ってないだろうかというようなことも今お話しして、そういうことが内部的にもまとまれば、場合によっては来年度の予算に上げていきたいなというふうに思っているところです。慢性的な人手不足というがあつて、やはり女性のスタッフもほしいというのが言われてますけれども、大東さんのかわら版を見ますと、よく募集の広告がランプの宿で載ってますけれども応募がない状況なのです。それで、非常にスタッフが足りなくてちょっと困っている部分があるのですけれども、もう少し支配人も町の中を歩いて、お子さんがいてもそれに合わせた対応ができるような働き方というのは相談していただければ幾らでもできるというお話をしていますので、職場としては結構いい職場ですし、ぜひ働く、皆さんのほうにもお心当たりがあれば、料理のちょっと横で手伝いをする方も必要ですし、それから布団の上げ下げだとか、そういったことをやる方たちも必要でしょうし、そういう方がお近くにいればまた紹介していただければ大変ありがたいかなというふうに思っているところです。

あと、ハイヤーの部分の会社の部分は聞いていますけれども、バスの部分の運行については、こちらのほうで困ったことがあるということは耳にしておりませんので、ハイヤーそのものではちょっと何度かありましたけれども、バスの運行については今のところそういうことはありませんので、十分町にとっても貴重な運行の手段になっ

ておりますので、そういう会社もいろいろ集めて対応していかないと何でもかんでも町ができる状況ではありませんので、それもやっぱり地域にある資源というふうな見方もできるかというふうに思いますので、まずい部分があれば、それはお話しすることになるかと思えますけれども、現行の中でやっぱり強力な担い手になっているのは間違いのない事実ですので、今後とも運行に協力をさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

それと、中央公民館の部分については、ちょっと構造上の問題がありましたけれども、いったんここで仕切り直しをしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初に、今回の補正でございますけれども、最初に財政課の主幹のほうから説明があったわけなのですけれども、先ほどから出ている前倒しで事業を補正したとか、流用したから追加して補正したとか、やはりこの説明のときにできれば中身について丁寧に説明されるのがよろしいのではないかと。見た目では全然わからないし、そこを単純に通り過ぎて一般的な説明では、この補正予算の趣旨からするとおかしいのではないかとということで、もう少し丁寧な説明をしていただきたいというように思います。

それから、11ページの財産管理費のところの町有建物等維持管理経費で委託料の用地確定測量、これは歳入とも関連がございますが、歳入で見ている緑町の土地150万ちょっとぐらいの緑町の土地の売買に96万6,000円の経費を掛けると。差し引きしますと54万ぐらいの差になりますけれども、この売買に伴う用地確定測量96万6,000円の見方について買い主が多分負担がないと思えますけれども、そういうことについてお伺いしたいのと、その11ページの土地開発基金に売買代金を積み立てをしていると。150万と幸町の足したものを基金に積み立てしておりますが、やはり財政的に96万6,000円掛かったとすれば、この開発基金に積み立てるのは、それを相殺して積むのが望ましいのではないかと。いわゆる経費を事業の経費を歳入歳出見たときに、そ

ういう手法で財政の補正をするのが望ましいのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 松橋総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 私のほうから建物維持管理経費の用地確定測量業務の関係についてご説明させていただきます。用地の売買につきましては、用地売買処理規準に基づきまして契約等を行っているわけでございますけれども、100坪以上の土地につきましては、確定測量につきましては町のほうでみると、100坪未満の契約につきましては、買い手のほうでみてもらうというような取扱いになってございます。今回につきましても100坪以上ということでございますので、町のほうで確定測量については経費をみるというようなことで、今回補正をさせていただいております。議員も御承知のこととは思いますが、確定測量につきまして方式が変更になってるということで、今までは分筆後の土地の測量でよかったというような状況がありましたけれども、今登記する段階でもとの土地についても測量が必要だということで、余計に経費が掛かっているというような状況にございます。それと、公共的に発注するものについては、若干割高になるというような状況もございますので、議員も御承知かと思っておりますけれども、そういった状況で高く設定しているような状況もございますので、ご了承願いたいというようなことを思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいまご質問のありました補正に関する説明の関係ですけれども、先ほど谷川議員なり白馬議員の質問の際にいろいろ出ていました町長から説明もありましたように、前倒しという言葉なりがちょっと出てますけれども、これは先ほど説明があったように主要事業として来年度実施ということで要望が上がってきましてけれども、財政担当としましては、今必要性、緊急性なり、あと効果的な効率的なものを考慮いたしまして事業を選択して実施したということで、それぞれに今回25年度主要事業で上がってきたもので、今回補正とした内容についてもそれぞれ理由がございます。先ほどのかえで団地のボイラーにしまして12室のうち11室ということですが、1室については交換をしたと。これは故障して交換した

ということで、先ほど説明ありましたように17年経過していて、これからどんどん故障が出てくると。冬期間に向けてそういうことが想定されるものですから、今回一緒に効果的、効率的にということで補正を計上したものでございます。

中学校のウレタンワックスですとか、ラインの関係につきましても24年度の主要事業で上がってきたものです。それを2010年のルール改正ということで上がってきていたのですけれども、これはやらざるを得ないということなのですから、その方法と他町村も関連することですので、方法なりそういうことも検討した上でということで、今回補正をさせてもらおうと。25年度要望として上がったのですけれども、補正させてもらったというようなことで、そのほかに住宅等もそういうことで空きがあるだとかということなりで、わざわざ改修するために退去しないといけないだとか、そういうことがないものですから、そういうことで計上したと。そういうことで、前倒しでなくて、今必要性なりがあって補正をしたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それと、土地開発基金の積立金なのですから、これについては、過去においてもそういう経費を除いてということをしていなかったのが事実です。そのまま積んでいましたので、その点については今後検討したいというふうに思います。

それと、流用については非常に今自主自立のまちづくり推進計画ですとか、行革大綱、それに基づいて非常に厳しい予算編成となっております。余裕がある予算編成をしていませんので、それぞれ突発的な事象が発生した場合には、流用をせざるを得ないというような状況でございます。それで、本来は当初予算に見込むなり、補正をしていただくということなのですから、そういうことで余裕のない予算ということになっているものですから流用が出てしまうと、そういったことで、発生した場合にはもうちょっときちっとした説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初に土地の売買の基準の中で測量費100坪未満とそれ以上と。私が言いたいのは例えば赤字になっても100坪以上だったら町が負担して測量するのかと、そういうことを言いたいのであって、今回たまたま54万ぐらいプラスにな

るようでありますけれども、そこらあたりの考え方、ただ 100 坪だけで基準を定めてやるというのはそぐわないではないかと、そういうことを申し上げておまして、今回 150 万で売って 100 万かけるということの、それあたりの誰が聞いても不自然に思うのですけれども、それあたりの考え方について今後見直しをして、やはり公用、町の土地を売るわけですから、町民の財産を売るという観点から、やはりそのあたり慎重に今後見直しして、やはり買う側にもそれあたりの負担を求めていくような形が望ましいのではないかというように思います。

それから、横山主幹のほうから、補正予算の基本的な考えというのは、緊急性が問われると。必要性というよりは緊急性を問われて補正予算をするのが筋ではないかと思えます。それと、当然当初予算については、厳しい査定の中で予算編成をされていると思えますけれども、今回全般的に見ると前倒しだ、流用だ、ほかの事業含めてそういうふうに見受けられはしないのですけれども、金が余っているのではないかなというふうに印象づけられますけれども、それあたりの考え方についてきちっとしなければ、必要だから、例えばかえで団地についても 1 戸修繕だから全般的にやるとか、そういうものより、財政の予算編成の基本的な考え方について、厳しいのであれば厳しいように取り組んでいかなければ説明がつかないのではないかなと、そういうふうに思いますので、再度お聞きをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 松橋総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 今の赤字になっても売ることということでございますけれども、取扱いとしては測量費を加味した形で売買すると、赤字が出ないように売買する、単価を設定するというような取扱いになっておりますけれども、現在測量費が高騰しているというような状況もございますので、100 坪ということで基準は定まっておりますけれども、そういった状況も踏まえまして、今後所管の委員会等におきまして相談、検討させていただきたいというようなことを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 予算編成につきましては、議員おっしゃるように非常に今財源的にも厳しい状況といったようなことで、厳しい査定なりをして予算編

成を行っているところです。今回の補正につきましても、ちょっと説明不足といえますか、だったのですけれども、緊急性、当然これを考えた上で今回の補正についてはやったつもりです。といいますのは、25年度の主要事業で上がっていた中では財政運営のことを考えますと、一般財源的に7億程度の主要事業、100件以上の件数が出てきています。この中で、今交付税の額が確定し23年度決算、これを終えて繰越金が出たと、そういう財政運営を見たときに25年度で対応というのが非常に厳しいものがあると。例年一般財源的には、2億程度のそういう事業、一般財源での事業はみているのですけれども、7億程度の要望があったものですから非常に厳しい状況だということで、それと今先ほど申しました交付税と繰越金の関係、それをもっていきますとやらざるを得ない事業、それがきていて、先ほど申し上げましたように24年度にも要望があったもの、それを延ばしたというのがあります。そういった意味で、これを25年度で全部もっていくのは厳しいといったようなことで、前々から要望も上がっていたのも今回実施しようといったようなことで、お金があるというか、今そういう財政状況を見ながら効果的、効率的に進め、なおかつ緊急性のあるものという補正を対応すべきでないかという事業を選定して実施したという状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今山内議員ほうからちょっとありましたので、基本的なことにもかかわってくる点があるかというぐあいだと思います。

まず、町有地の処分の仕方の部分、これはご説明申し上げたとおりで勝手にやったわけではない。やっぱり今までのルールに基づいて今回運営をしてきたいというような中身であります。過去の例の中では、ここの町有地欲しいという話がありましたけれども、現実に測量を考えていったら農地に隣接したような土地で金額的には極めて売ったとしても大した金額にならない。測量費のほうが極めて大きい金額になるというようなことは、地先の方とも協議をした結果、現状のままでそのまま売るだとかしないですませたというか、整理をつけたというようなことも具体的にあります。ただ、総体的に土地の値段が町の中も含めて地価公示も含めてありますけれども下がってきているというようなことと、求める土地の中身によっては、やっぱり実態、ルールに基づくと言いつつもやっぱり非常に判断の基準が難しい部分もあろうかと思えます。

それについては、主幹のほうで申し上げたとおり今後の検討のその辺の直すとすれば、その辺の考えをどうするのかというのがこれからの課題かなというぐあいだと思いますけれども、一応そういう中で進めてきたということだけのご理解をいただきたいというぐあいだと思います。

それから、補正のあり方です。これも主幹のほうから説明を申し上げました。私どものほうとしても、お金が余っているから予算を付けたという、そういうようなことは毛頭考えておりませんし思ってもおりません。ものによっては現地を見て確認をしながら、聞きながら、そして必要、そして例えば当初予算とは違って補正でありますから、補正の必要性、これらも含めて考えながら今回提案をさせていただいているというようなことであります。それは、24年度予算要求にあったけれども、当然当初予算に乗らなかった。でも25年度の中では取り組んでいこうかというようなことを当然考えながら進めてきていると。その中で、ものによっては補正の中で整理を図っていくというようなことは当然あり得るということも含めて検討した結果ということで、補正を出させていただいておりますので、その辺についてはご了解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 52 号 平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 52 号 平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では国保システム改修に伴う負担金の増及び前年超過分の補助金等の償還金の追加であり、歳入では償還金の財源として国保基金繰入金金の追加などを内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 151 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 9 億 909 万 4,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。7 ページの総務一般事務経費の 10 万 5,000 円は、扶養控除廃止等に伴う国保システム改修費用の負担金の追加です。また、次の療養給付費等償還金は、前年度超過交付金の償還金として 141 万 3,000 円の増額補正であります。

歳入のほうをご説明申し上げます。4 ページ、5 ページにお戻りください。5 ページの特別調整交付金は、先ほどの国保システム改修に伴う交付金となります。次の国民健康保険基金繰入金は、歳出の償還金財源として基金から繰り入れを行うものです。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただきましたので、ご承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

しがたって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第53号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第53号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では前年超過分の国庫支出金等償還金の追加、歳入では国庫支出金等の前年負担金の追加及び介護給付費準備基金繰入金の減額を内容とする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,840万7,000円とするものです。

歳出のほうからご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7ページの居宅介護サービス等給付経費は、前年追加交付金について財源内訳のみの補正を行います。次の国庫支出金等償還金は、地域支援事業について、前年超過分交付金の償還金として増額補正を行うものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。4ページの国庫支出金及び支払基金交付金、道支出金については、前年度の介

護給付費に対する追加交付金による補正であります。また、下の介護給付準備基金繰入金は前年度追加交付に伴う基金の減額補正となります。

それでは、条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理をさせていただきますのでご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第54号 平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいま上程されました議案第54号 平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして内容の説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に276万6,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を2億8,385万2,000円とするものでございます。第2項につきましては、後ほどご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げますので、どうか6ページ、7ページをご覧ください。7ページ上段にございます特養施設運営費の退職報償63万5,000円の追加につきましては、本年度途中で退職を予定しております臨時調理員に係る退職金でございます。次の需用費、賄材料費につきましては、特養入所者の入所日数の減を見込み39万8,000円の減額でございます。特養施設管理経費の需用費、修繕料の追加につきましては、ボイラー室にあります貯湯タンク、お湯をためるタンクでございますが、このタンクの不良個所がございまして、その補修費用といたしまして68万3,000円の追加でございます。さらには、施設及び器具等全般に係る修繕費用としまして50万円。合計118万3,000円の追加をお願いするものでございます。短期入所事業経費の需用費、賄材料費につきましては、ショートステイ利用者の増を見込み30万4,000円の追加でございます。

次に、デイサービス運営経費で、臨時職員賃金の追加でございます。本年4月よりデイサービス利用者へのサービス提供時間の延長に合わせまして、職員の勤務時間も延長しましたが、職員の人員配置基準を満たすための代替え臨時職員の雇用が必要となりまして、その賃金としまして62万4,000円の追加でございます。次に、デイサービス管理経費、委託料の配管洗浄業務53万8,000円の追加につきましては、ボイラーろ過装置の配管が老朽化により、さびが出始めて浴槽に沈殿するようになってきたところでございます。浴槽の衛生管理に努め、利用者に快適な入浴を楽しんでいただくために配管洗浄を実施しようとするものでございます。

次に、9ページ上段でございます。デイサービス施設整備事業の備品購入費、5万3,000円の減額につきましては、介護浴槽の更新事業が完了したことによります精査による減でございます。居宅介護支援事業費の備品購入費6万7,000円の減額につきましては、居宅介護支援事業所における業務連絡車、軽自動車でございますが、この更新事業が完了したことによります精査によるものでございます。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをご覧ください。款1のサービス収入の補正につきましては、特養、短期入所、デイサービスの介護給付

費収入と自己負担金収入について、それぞれ本年4月からの介護報酬単価の改正によるものと、4月から7月の利用実績、さらには8月以降の稼働率を推計の上、現計予算額との差額分について補正をお願いするものでございます。まず、目1施設介護サービス費収入でございますが、これは特養の利用料収入でございますして566万8,000円の減額でございます。この主な要因としましては、本年4月からの約3%の介護報酬単価の引き下げによるものと、さらには昨年まで恒常的に行ってきましたショートステイのベッド2床を特養本体入所に振り替えた、いわゆる特例入所のあり方が昨年のオホーツク総合振興局の指導監査におきまして好ましくないとの指摘があり、本年におきましては、特養定員50名を基本に運営していることから入所者数の減による減額補正でございます。

次に、目2の居宅介護サービス費収入の短期入所介護給付利用料収入につきましては、292万2,000円の追加となりますが、特養本体と同様に介護報酬は引き下げとなりましたけれども、特養の特例入所を控えることによりまして短期入所のベッド2床が常時使用できるというふうな状況にありまして、利用者の大幅増につながるというふうなことで292万2,000円の追加でございます。

次に、デイサービス介護給付利用料収入におきましては、186万5,000円の追加でございますして、この要因といたしましては4月からのサービス提供時間の延長に伴い介護報酬単価が約4%アップしたことによるものであります。

次に、自己負担金収入であります。特養、短期入所、デイサービス、それぞれの1割の自己負担金と食費ですとか居室料、これらが介護給付費収入に連動して増減をしているところでございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金12万円の減額につきましては、デイサービスでの介護浴槽と居宅介護支援事業所での業務連絡車の更新事業の完了精査に伴い減額をお願いするものであります。

最後になります。繰越金であります。前年度繰越金354万6,000円の追加補正でございます。

それでは、条文にお戻りをいただきまして、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で、内容の説明を終わりますので、どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと、7ページのデイサービス運営経費の中の賃金の臨時職員の追加分ですけど、これ特養の園長からるる説明ありましたがけれども、これもうちょっと延長時間を含めて、どういう臨時職員を恐らくは1名だと思っておりますけど、どういう対応をしていくのか、もうちょっと具体的に聞かせてほしいと思います。

それから、定員は決まっていますのですけれど、この通所している状況は、今の時点ではどのような実態になっているのかもあわせてお願いします。年々、デイサービスを求めている人は相当増えていますが、これらも含めてやはりスタッフの減というのは、大変厳しいのではないかと思います。これ施設拡大でなくて、また通所を増やせばスタッフも必要だし、そういった面ではどのように考えているのか。

それから、町長清野さんの主幹の後任の関係においては、どう考えられているのか。あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいまご質問いただきましたデイサービスの臨時職員の対応の関係です。これにつきましては、本年4月から介護保険制度一部改正がございまして、デイサービスの利用を利用時間、サービスの提供時間を長くしなさいというふうな趣旨の改正になっております。そのことは、デイサービスでサービス提供時間を長くするということは、当然利用者がそこでサービスをたくさん受ける時間が増える、このことによって、ほかの利用者さんとの交流が図れたり、身体機能が向上したり維持したり、それからさらには家族にとって介護の負担が軽減するというふうなことから、まずサービス時間帯を延ばしなさいという趣旨の改正に変わってきました。それで、当デイサービスセンターも時間を延長して、これは実質45分間延長したことになるのですが、このことによってサービス収入は4%増えたという先ほどご説明をしたところであります。それに伴いまして、サービス時間の延長に合わせまして職員の勤務時間も当然延長しなければなりませんので、日々の勤務時間も45分延長してご

ざいます。そのために毎日 45 分延長すると、週 40 時間という労働基準法の関係がクリアできなくなりますので、介護職員、看護職員に週 1 日だけ午後 2 時で勤務を終了するような、こういうシフトを組んだところであります。ですから、Aさんが例えば月曜日午後 2 時に勤務を終了しますと、午後 2 時から夕方の終わりまで、この間に代替えの臨時職員を対応しなければその日の人員基準がクリアできないというふうなことになりますので、あくまでも代替えの臨時職員を午後 2 時と言いましたけれども、厳密には 1 時 45 分から 5 時 45 分までの 4 時間、これを毎日当てるというふうな考え方の臨時職員の賃金の補正でありますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、次にデイサービスの実態はどうかということで、利用者の関係かなと思いますが、おかげさまでデイサービスも利用状況極めて良好な状態かなというふうに思っています。1 日の定員は 25 名ということで認可を受けて事業を実施しておりますが、平均が 22、23 名というふうな利用実態でございます。お年寄り相手のサービス事業なものですから、毎日 25 名の登録者はいらっしゃるのですが、どうしてもその日体調が悪くて休まなきゃいけないだとか、あるいは急遽遠くから親戚の方、あるいは身内の方が遊びに来られるので今日は休みますよというふうなこともございまして、出席率、参加率は極めていいのですが、25 名の定員に対して、今言った 22、23 名の利用実績ということでございます。

今後、デイサービスの利用者については、介護の出現率ですとか、高齢化率の状況に伴いまして、利用需要はあるのかなというふうに思いますが、先ほどショートステイの収入が増えたというふうなお話もさせていただきましたけれども、利用者さんの中でデイサービスばかりでなくて最近ショートステイを使おうというふうな、こういうふうな利用者あるいは家族の方が増えてきているのかなと思います。以前介護保険制度が始まった段階では、ショートステイの利用というのは極めて低かったのですが、最近はショートステイの利用も増えてきているというふうな中で、デイサービスも使っているというふうなことがありますので、利用率、利用状況は極めていいのですが、即座にデイサービスの定員が足りないのじゃないかですとか、器が足りないのじゃないかというふうな、そういう判断はしていないというふうなところがございます。

以上、2 点について私のほうからお答えさせていただきました。よろしく願い

たします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 清野主幹の後につきましては、10月1日付で発令をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今町長のことはわかりました。それで、園長のほうから細かく今代替えの関係のサービス提供のことも含めて説明を受けましたけれども、私どもはこういう仕事というのは、先ほど園長が言ったようにお年寄り相手の仕事で、かなり過酷で大変だということは聞いているわけです。やはり、実態としましては、園長もまた主幹も車を運転しながらやっているのですけれども、スタッフの上で今代替えを延長時間のサービスの代替えも入れていこうというのですけれども、本来的にはやはりこれは人が人を相手にしてやっている仕事ですから、使われている人も大変だと思うのです。あそこに行くともみんな体がもたないのじゃないかと。特養も同じですけれども、これは仕事柄当たり前のことですが、でも実際には、やはりここに勤める人というのは私は目で見てよりも労力負担というか、やはり体を使った仕事ですので、そういった面では私はスタッフを多くしろというのではなくて、ある程度これは決められた法律的な配置だと思いますけれども、そういった面でやはり何かあったときにどうするのだという、清野君の問題がどうだこうだというのではなくて、そういうところに行った人は、大変ですよということでちまたに聞いていますから、そういった実態の中で、園長はどう考えられているのかということもちょっとこの機会に聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） デイサービスを運営するに当たりましては、介護保険制度の中で職員の人員配置基準というのがございます。これは、今25名の利用者を定員で事業していますが、このときに職員は介護職員を3名置きなさい。それから看護職員を1名置きなさいと。いわゆる現場職員は4名で対応しなさいというのが人員配置基準になっています。ですから、当然この人員配置基準を守った中で事業を運営して

いかなきゃいけないということで、現在も3名の介護職と1名の看護師、これを常勤配置しております。当然仕事柄大変なところで休みたいときもあるでしょうし、職員が体調を崩される場合もありますので、代替えの臨時職員というのも配置してございます、登録しております。ここには、5名ほど誰かが休んだときには入ってもらえる、代わりに勤務してもらえると代替え職員5名ほど配置しています。この5名が必ず休んだから入ると業務もやりますけども、先ほど言った業務延長に伴いまして昼から職員が半ドン勤務に当たりますので、その分のあと補充ということでも代替えの業務を行ってもらおう。5人の代替えの職員の方に助けていただきながら連携しながら現場のほうを対応しているというのが実態でございます。

ですから、これからも一定程度の代替えの職員だけは、配置をしておかなければ必ず常勤の職員だけではもちませんので、常に代替え職員の確保ということは念頭に置いて努めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 55 号 平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 55 号 平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げたとおり歳出では消費税の精査、計画停電に伴う発電機借上げ、下水道整備事業道協議に係る旅費の追加の補正であり、歳入では総務費等の財源として一般会計繰入金の追加による補正であります。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 312 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,264 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。総務費の総務管理経費におきまして消費税について、平成 23 年度支払消費税及び平成 24 年度中間納付消費税の納付見込み額により 279 万 4,000 円を追加するものであります。特環下水道費のマンホール内ポンプ管理経費においては、計画停電期間中に係るマンホールポンプ稼働用発電機借上げに伴い 25 万 8,000 円を追加するものであります。

下水道整備費の旅費につきましては、下水道整備全体計画、認可計画などの道協議や活汲集落排水統合に係る農政部協議によるもので、管渠等施設管理整備事業補助単独合わせ 7 万 5,000 円追加するものであります。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。一般会計繰入金につきましては、歳出の精査に伴い 312 万 7,000 円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 56 号 平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 56 号 平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げたとおり相生浄水場テレメータ一基盤故障による修繕料の追加によるものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 31 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,363 万円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。総務費の給水施設管理経費におきましては、相生浄水場テレメータ一故障による修繕料として 31 万 4,000 円を

追加するものであります。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。一般会計繰入金につきましては、歳出の修繕料に係る 31 万 4,000 円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただ今説明したものを款項区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 57 号 平成 24 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 57 号 平成 24 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由で申し上げたとおり収益的収入及び支出につ

いては、臨時職員の賃金等の追加によるものであり、資本的収入及び支出については、豊永地区配水本管折損事故に係る配水管網の整備に要する工事費の追加によるものがあります。

それでは、収益的収入及び支出から説明申し上げます。3ページをお開きください。支出において、総係費の61万2,000円の追加は、水道施設管理臨時職員に係る賃金と保険料によるものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、支出において、配水施設設置費の2,009万8,000円の追加は、豊永地区における配水管網整備に係る工事請負費で、配水管新設工事824万3,000円と工業用水送水管移設工事1,185万5,000円でございます。

資料の10ページをお開きください。当初工業用水と配水管を別々のルートで系縦しておりましたが、町道57号線、片側一つにまとめることにいたしました。これにより一つの掘削断面に納まるということで、工事費が安くなり時間も短縮されます。延長につきましては、配水管100ミリのダクタイル鋳鉄管で182.8メートルでございます。工業用水200ミリの硬質塩ビ管につきましては、214.4メートルでございます。

続きまして4ページにお戻りください。資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思えます。

続いて5ページ、6ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。6ページ、下から5行目、当年度純利益につきましては、ただいまの補正によりまして245万2,000円を見込むものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。第2条の収益的収入及び支出において、支出は61万2,000円を追加し、総費用を1億3,054万1,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的支出に対する不足額5,299万4,000円を7,309万2,000円に、補填する過年度分損益勘定留保資金5,191万3,000円を7,105万4,000円に、同じく補填する消費税及び地方消費税、資本的収支調整額108万1,000円を203万8,000円に改め、資本的支出の予定額を2,009万8,000円追加し、総支出を1億3,033万9,000円とするものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費について61万2,000円を追加し、1,425万4,000円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、認定第1号 平成23年度津別町一般会計決算の認定についてから日程第22、認定第8号 平成23年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、認定第1号 平成23年度津別町一般会計決算の認定についてから日程第22、認定第8号 平成23年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで8件を一括議題とします。

お諮りします。

これら 8 件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の内容の説明は、省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は、別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） ただいま上程となりました決算認定のための審査につきましては、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいま茂呂竹裕子さんから一般会計ほか 7 会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議会議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがってただいまの茂呂竹裕子さんの動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 8 件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選をお願いします。

私は、委員ではありませんのでどなたか変わって議事を取り進めてください。

休憩 午後 2時 29分

再開 午後 2時 37分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

◎諸般の報告

○事務局長(小野寺祥裕君) 休憩中に、第1回決算審査特別委員会が開催され委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には村田政義議員、副委員長には白馬康進議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(鹿中順一君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第23、意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）　〔登壇〕　ただいま上程になりました意見書案第5号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について提出者として提案説明をさせていただきます。

文章を読んで提案理由にかえさせていただきます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要になっている。しかし、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより木材資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において、本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことも必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するように強く求めるものであります。

記以下7項目について要請をするものであり、提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣に提出するものであります。

趣旨内容にご賛同いただきまして、提出させていただきますようお願い申し上げます。趣旨理由にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について提出者として提案理由を説明をさせていただきます。

文章を読んで提案にかえさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地球温暖化防止のための温室ガス効果の削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において、第1約束期間である平成20年から24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうちの3.8%を森林吸収量により確保している。このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収減対策など地球温暖化対策に関する地方財源確保については平成24年度税制改革大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めているとされている。もとより地球温暖化をより確実なものにするためには、森林の整備、保全等森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が自主的、総合的に実施することが不可欠である。しかし、これら市町村では木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策の地球温暖化対策に取り組むための恒久的な財源が大幅に不足をしている。

よって、下記の事項を強く求めるということで、二酸化炭素吸収源として、もっとも重要な機能を有する森林整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖

化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築をするということで、意見書を提出しようとするものであります。

提出先につきましては、衆参議員議長と内閣総理大臣はじめ関係各大臣に提出をしようとするものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、報告第9号 平成23年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承を願います。

◎報告第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 11 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 23 年度 5 月分、平成 24 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 51 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これで、第 4 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 51 分）